○財務省告示第二百七十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十二年七月五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年八月五日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行

五　発行額　額面金額で二百十二億二千九百三十万円

六　払込金額　二百十三億四千六百六万千百五十円

七　最低額面金額　五万円

八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　発行日　平成二十二年七月五日

十　発行価格　額面金額百円につき百円五十五銭

十一　利率　年一・三パーセント

十二　経過利子の払込み　㈠　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$額面金額の総額 \times \frac{1.3}{100} \times \frac{15}{365}$$

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十三　初期利子　平成二十二年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　第二期以後の利子　毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五　償還期限　平成三十二年六月二十日

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　元利金支払場所　日本銀行

十八　払込期日　平成二十二年七月五日

○文部科学省告示第百二十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第二項の規定により、次の表に掲げる名勝を特別名勝に指定する。

平成二十二年八月五日

文部科学大臣　川端　達夫

名称	関係告示
平城宮東院庭園	平成二十一年文部科学省告示第百十四号

○文部科学省告示第百二十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成二十二年八月五日

文部科学大臣　川端　達夫

名称	所在地	地域
小峰城跡	福島県白河市郭内	一番三、一番四、一番五、一番六、一番七、一番八、一番九、一番一〇、一番一一、一番一二、一番一三、一番一五、一番一八、一番二〇、一番二一、一番二二、一番二三、一番四〇、一番四一、一番四五、一番四六、一番五一、一番五二、一番五三、一番五四、一番五五、一番五七、一番六六、一番八二、一番八三、一番九四、一番九五、一番九六、一番九七、一番九八、一番九九、一番一〇〇、一番一〇一、一番一〇四、一番一一五、一番一一六、一番一一八、一番一一九のうち実測二三九・四五平方メートル、一番一二七、一番一四〇のうち実測三五四・二三平方メートル、一番一四一、一番一四三、一番一四四のうち実測二四七・八八平方メートル、一番一四六・〇四平方メートル、一七番一、一七番二、二〇番四、二〇番五、二〇番六、二〇番七、二〇番八、二〇番九、二〇七番一、二〇七番二、二〇七番三、二〇七番四、二〇七番五、二〇七番六、二〇七番七、二〇七番八、二〇七番九、二〇七番一〇、二〇七番一一、二〇七番一二、二〇七番一三、二〇七番一四、二〇七番一五、二〇七番一六、二〇八番一、二〇八番二、二〇八番三、二〇八番四、二〇八番五、二〇八番六、二〇八番七、二〇九番一、二〇九番二、二〇九番三、二〇九番四、二一二番一、二一三番一、二一三番二、二一三番三、二一六番一、二一六番四
		右の地域に介在する道路敷、水路敷及び市有無番地、福島県白河市郭内一番六六と同郭内一番一八一に挟まれ、同郭内一番一八一と同郭内一番一八一に挟まれるまでの市有無番地を含む。
		備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福島県教育委員会及び白河市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
常陸国府跡	茨城県石岡市総社一丁目	別図のとおり
		備考　別図は省略し茨城県教育委員会及び石岡市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）
大町釈迦堂口遺跡	神奈川県鎌倉市大町三丁目 同　六丁目	一四二五番
		一四二四番、一四三七番二、一四四一番、一四四一番二、一四四二番一、一四四二番四、一四四七番、一四四八番一、一四四九番、一四五一番 神奈川県鎌倉市大町六丁目一四三七番二と同一四四二番一に挟まれ同一四四二番一と同一四四二番三に挟まれるまでの水路敷を含む。
長州藩下関前田台場跡	山口県下関市前田一丁目	一四八番一、一四九番一、一五二番四、一五二番五 右の地域に介在する道路敷及び水路敷を含む。